

最低制限価格について

中央公契連モデル及び国土交通省が、調査基準価格及び最低制限価格について、その算定基準の改正を行われたことに伴い、京都府おかれましても令和4年4月1日以降に入札公告又は指名通知をするものについて、調査基準価格及び最低制限価格の算定基準の改正を行われましたので、与謝野町でも最低制限価格の算定基準の改正を行い運用します。

○最低制限価格の算定基準の改正

改正後(参考値)					
新 令和4年4月改正					
直接工事費	×	0.97			合計 × (1+ 消費税率)
共通仮設費	×	0.90			
現場管理費	×	0.90	×	α	
一般管理費等	×	0.68			
設定範囲	予定価格の 7.5/10~9.2/10				

$\alpha=1.0$ として運用

与謝野町の最低制限価格の算出については、工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（中央公契連モデル）に基づき算出（予定価格の7.5/10~9.2/10）しており、一般土木工事等とは異なる特殊な積算体系を有する工事等については、京都府が定める「低入札価格調査制度に係る取扱要領の運用について」を準用しています。

※ 算出する最低制限価格の1,000円単位での調整は、一般管理費等の額（「一般管理費に等に区分するもの」の場合も含む。）6.8/10を乗じて得た額で行うこととする。（小数点以下の調整も含む。）